

残置ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ)の捨て方について

残置ごみは一般廃棄物に該当します。解体事業者は建設廃材の運搬はできますが、一般廃棄物の収集運搬は法的にできないため、事前に分けて処分する必要があります。

そこで、解体工事着手までに、所有者または管理している方が申請者となって土庄町のごみの出し方に従って捨てていただくか、土庄町が許可する収集許可業者に運搬、処分してもらうかどちらかになります。

1 空き家の所有者または管理している者が自ら処分する場合

①地域のごみステーションに捨てる場合は、ごみステーションを管理する自治会長に事前にご相談ください。(ごみの量や自治会員かどうかによって生じるトラブル等を防ぐため)

②所有者または管理している方が車で直接運搬して処分される場合は、土庄町役場まで処分ごみを車に乗せてきて、住民環境課職員が確認後、許可証をもらってから可燃ごみは小豆島クリーンセンター(料金の目安 1 t 未満 3 3 0 円)、不燃ごみは有限会社小豆島(料金の目安 1 0 kg 1 1 0 円)へ持込してください。(土庄町内の住所で発生したごみであれば、ごみを捨てようとする人が土庄町民かどうかは不問ですが、必ず所有者または管理している方が手続き及び処分をしてください)

指定ごみ袋に入らないごみは、粗大ごみになります。所有者または管理している方で直接運搬しての処分が難しい場合は、土庄町役場にて所有者または管理している方が手続きを行い、粗大ごみシール(種類及び重量によって1枚330円の枚数が変わる)を購入し、指定された場所に購入したシールを必要数貼って出してください。

豊島での残置ごみは、所有者または管理している方が豊島公民館で許可証をもらってから可燃ごみは豊島浄苑跡地に、不燃ごみは原則水曜日に豊島処分場の所定の位置に置いてください。(豊島ではごみの収集車の関係上、自治会のごみステーションに大量に置かれると、収集車に乗りきらず、取り残しが発生するおそれがあるため、必ず事前にご相談ください。)

粗大ごみは収集車の手配がありますので、豊島公民館で事前にご相談ください。

2 一般廃棄物収集許可事業者に処分を依頼する場合

土庄町一般廃棄物収集許可事業者(令和8年4月現在)にご相談ください。

○有限会社小豆島、○株式会社オリーブ環境開発、○株式会社赤岩環境センター、
○株式会社トミウン(空き家解体時の残置ごみのみ許可)

3 資源ごみの処分について

資源ごみについては、「毎週水曜、木曜日」、品目「缶」・「ビン」・「ペットボトル」・「発泡スチロール」・「割れたガラス、陶器」に限り旧土庄町役場奥に資源ごみ置き場を設置しておりますのでご活用ください。それ以外の曜日及び品目については、地域の資源ごみ収集日をご確認ください。